

令和8年6月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和8年6月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
認第6号	専決処分事件の報告及び承認について（令和8年度焼津市一般会計補正予算（第2号））	1
認第7号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	6
認第8号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）	11
認第9号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）	14
認第10号	焼津市ほか1組合公平委員会委員の選任について	別冊
認第11号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第12号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第13号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第14号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第15号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第16号	焼津市固定資産評価員の選任について	〃
議第34号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	18
議第35号	焼津市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	23
議第36号	焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	24
議第37号	焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	25
議第38号	消防ポンプ自動車の取得について	26
議第39号	デジタル同報無線操作卓の取得について	27
議第40号	学習者用端末の取得について	28
報第3号	令和7年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	29
報第4号	令和7年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	32
報第5号	令和7年度焼津市水道事業会計予算の繰越しについて	34
報第6号	令和7年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越しについて	37
報第7号	焼津市土地開発公社の令和8年度事業計画について	別冊
報第8号	一般財団法人焼津市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度決算状況及び令和8年度事業計画について	〃
報第9号	専決処分事件の報告について（令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約の一部を変更する契約の締結について）	39
報第10号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	40
報第11号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	41

報第12号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	42
報第13号	専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定について）	43
報第14号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	44
報第15号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	45

認第6号

専決処分事件の報告及び承認について

「令和8年度焼津市一般会計補正予算（第2号）」を令和8年5月15日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第14号

令和8年度焼津市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度焼津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,224,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月15日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,584,369	1,650	8,586,019
	2 国庫補助金	1,081,601	1,650	1,083,251
19 繰入金		9,147,273	1,650	9,148,923
	2 基金繰入金	9,095,956	1,650	9,097,606
歳入合計		71,220,913	3,300	71,224,213

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		22,152,251	3,300	22,155,551
	1 社会福祉費	4,946,140	3,300	4,949,440
歳出合計		71,220,913	3,300	71,224,213

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,584,369	1,650	8,586,019
19 繰入金	9,147,273	1,650	9,148,923
歳入合計	71,220,913	3,300	71,224,213

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	22,152,251	3,300	22,155,551	1,650	0	0	1,650
歳出合計	71,220,913	3,300	71,224,213	1,650	0	0	1,650

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	8,584,369	1,650	8,586,019
2 国庫補助金	1,081,601	1,650	1,083,251
2 民生費国庫補助金	301,843	1,650	303,493
19 繰入金	9,147,273	1,650	9,148,923
2 基金繰入金	9,095,956	1,650	9,097,606
1 財政調整基金繰入金	2,855,853	1,650	2,857,503
歳 入 合 計	71,220,913	3,300	71,224,213

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	22,152,251	3,300	22,155,551	1,650	0	0	1,650
1 社会福祉費	4,946,140	3,300	4,949,440	1,650	0	0	1,650
2 障害福祉費	3,503,235	3,300	3,506,535	1,650	0	0	1,650
歳 出 合 計	71,220,913	3,300	71,224,213	1,650	0	0	1,650

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 障害者総合支援サービス費補助金	1,650	障害者総合支援事業費補助金 補助率 1 / 2 1,650
1 財政調整基金繰入金	1,650	財政調整基金とりくずし

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	3,300	障害者自立支援給付事業費 障害者自立支援事務費 3,300

認第7号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和8年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第5号

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第11号

焼津市税条例の一部を改正する条例

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りではない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第

2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月

31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号及び第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条中「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第21条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第21条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第22条第5項第2号及び第23条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第24条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第24条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第24条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

認第8号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を令和8年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第6号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第12号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年焼津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を改め、同条に第5項を加える改正規定を次のように改める。

第2条第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第21条第1項を改める改正規定を次のように改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に、「17万円）」を「17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,099円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について91円

第21条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について785円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について65円

第21条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について314円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

ついて26円

第21条第1項の改正規定の次に次のように加える。

第21条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 236円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 393円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 628円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 785円

第21条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認第9号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を令和8年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第7号

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
焼津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第13号

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例

焼津市介護保険条例（平成12年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第15条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場

合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、

135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げるものであつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己の生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現状において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計

所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第23条の2第1項」の次に「、附則第23条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第24項中「市町村の」を削り、「割合は」を「割合は、」に改め、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第3項」を「附則第7条第6項」に改め、同条第3項中「附則第7条第4項」を「附則第7条第7項」に改め、同条第4項第2号中「附則第12条第8項」を「附則第12条第10項」に改め、同条第5項中「附則第12条第12項第1号ロ」を「附則第12条第14項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第15項」

を「附則第12条第17項」に、「同条第8項」を「同条第10項」に改め、同条第7項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第8項中「附則第12条第20項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項」を「附則第7条第12項」に改め、同条第4号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第6号中「附則第12条第25項」を「附則第12条第27項」に改め、同条第10項中「附則第7条第10項」を「附則第7条第13項」に改め、同条第5号中「附則第12条第32項」を「附則第12条第34項」に改め、同条第11項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同条第12項中「附則第7条第12項」を「附則第7条第15項」に改め、同条第5号中「附則第12条第32項」を「附則第12条第34項」に改め、同条第13項及び第14項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第20項」に改め、同条第15項中「附則第7条第18項」を「附則第7条第21項」に改める。

附則第21条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良宅地等のための譲渡又は確定優良宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第23条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第23条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とある

のは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定、附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定、附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第21条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第10条の3の改正規定 令和11年4月1日

(5) 附則第7条の4の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第23条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の焼津市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の焼津市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」

という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による新条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第2項において「5号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、5号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第23条の3の規定は、5号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条並びに附則第10条の2第9項(「3分の2」を「2分の1」に改める部分に限る。)、同条第10項(「3分の2」を「2分の1」に改める部分に限る。)、同条第11項(「3分の2」を「2分の1」に改める部分に限る。)、同条第12項(「3分の2」を「2分の1」に改める部分に限る。)、同条第13項(「7分の6」を「5分の3」に改める部分に限る。)、同条第14項(「4分の3」を「3分の2」に改める部分に限る。)、同条第15項(「4分の2」を「3分の2」に改める部分に限る。)及び同条第25項の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

焼津市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

焼津市立幼稚園条例（昭和39年焼津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表焼津市立静浜幼稚園下藤分園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

焼津市介護保険条例（平成12年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和7年度税制改正に係る令和8年度分の保険料の減額の特例）

第17条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料を減額する。

(1) 第1号被保険者が、令和8年度において第8条第1項第4号又は第5号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和8年度分の市町村民税を課されている者が、前条第1項の規定の適用を受けるものであって、地方税法の規定による令和7年度分の市町村民税が課されていないものである場合

(2) 第1号被保険者が、令和8年度において第8条第1項第6号から第13号までに掲げるいずれかに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 前条第2項の規定の適用を受ける者であって、地方税法の規定による令和7年度分の市町村民税が課されていないものであること。

イ 前条第2項の規定の適用を受けないものとみなした場合に、令和8年度において第8条第1項第1号から第5号までに掲げる者のいずれかに該当すること。

2 前項の規定による減額後の保険料の額は、前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料として第8条の保険料率により算定した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第17条の規定は、令和8年度分の保険料に適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

焼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の焼津市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた焼津市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の焼津市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第7条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり、消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 取得物品 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 28,490,000円 |
| 4 | 取得先 | 焼津市東道原9番地4
株式会社日消機械工業 代表取締役 深澤英雄 |

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

デジタル同報無線操作卓の取得について

下記のとおり、デジタル同報無線操作卓を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | デジタル同報無線操作卓 |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 94,600,000円 |
| 4 | 取得先 | 掛川市亀の甲1丁目4番21号
NEC静岡ビジネス株式会社 代表取締役 植田和典 |

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

学習者用端末の取得について

下記のとおり、学習者用端末を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得物品 学習者用端末一式
- 2 取得方法 随意契約
- 3 取得金額 564,905,000円
- 4 取得先 静岡市葵区黒金町11番7号大樹生命静岡駅前ビル8F
株式会社フューチャーイン静岡支社 支社長 佐々山 祥平

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和8年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								一般財源		
					既収入特定財源				未収入特定財源						
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総務管理費	食料品等物価高騰対応事業費(強い経済実現)	952,230,000	852,049,127						828,690,127					23,359,000
2 総務費	1 総務管理費	推しまち焼津推進事業費(地方創生)(強い経済実現)	45,000,000	45,000,000					24,700,000	20,300,000					0
2 総務費	1 総務管理費	健康・デジタル活推進事業費(地方創生)(強い経済実現)	42,867,000	42,867,000					21,434,000	21,433,000					0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	2,728,000	2,728,000						2,728,000					0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付サービス事業費	1,078,000	1,078,000						1,078,000					0
3 民生費	3 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費(強い経済実現)	417,299,000	4,000,000						4,000,000					0
5 労働費	1 労働諸費	人財確保支援事業費(地方創生)(強い経済実現)	21,400,000	21,400,000					10,700,000	10,700,000					0
6 農林水産業費	1 農業費	農地有効利用推進事業費	48,789,000	2,565,000							2,057,000				508,000
6 農林水産業費	1 農業費	スマート農業導入支援事業費	1,709,000	1,709,000											1,709,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業者猛暑対策支援事業費	295,000	294,000											294,000
6 農林水産業費	1 農業費	用排水路等整備事業費(強い経済実現)	52,000,000	52,000,000							29,640,000				11,460,000
7 商工費	1 商工費	地域産品強化支援事業費	8,357,000	8,357,000					8,357,000						0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック総点検(道路付属物)事業費(社交金)(強い経済実現)	26,700,000	26,700,000						13,350,000					13,350,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	保福島大島新田線道路改良事業費(社交金)	5,654,000	5,653,309						3,110,000				2,200,000	343,309
8 土木費	2 道路橋りょう費	0204号線道路改良事業費(社交金)(強い経済実現)	26,000,000	26,000,000						13,000,000					0
8 土木費	2 道路橋りょう費	越後島元大橋線ほか道路改良事業費(社交金)(強い経済実現)	144,860,000	144,860,000						55,000,000				34,860,000	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道舗装改良事業費(社交金)(強い経済実現)	85,000,000	85,000,000						42,500,000					0
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋梁耐震補強事業費(強い経済実現)	20,000,000	20,000,000						10,000,000					0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業費(強い経済実現)	39,200,000	39,200,000						21,560,000					40,000
8 土木費	3 河川費	水防管理費	12,650,000	12,650,000											50,000

(単位:円)

(一般会計)

款	項	事業名	金額	年度額	左の財源内訳									
					既収入特定財源				未収入特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8土木費	3河川費	流域治水プロジェクト事業費	69,472,000	68,845,000				45,000			68,800,000			0
8土木費	5都市計画費	駅まち空間整備事業費	18,114,000	17,657,000				17,657,000						0
8土木費	5都市計画費	会下ノ島石津土地区画整理事業費	72,810,000	66,133,090						7,003,000		12,600,000		46,530,090
8土木費	5都市計画費	会下ノ島石津土地区画整理事業費(強い経済実現)	88,500,000	88,500,000						29,500,000		59,000,000		0
9消防費	1消防費	避難所環境改善事業費(強い経済実現)	80,000,000	80,000,000					34,000,000			6,000,000		0
10教育費	5社会教育費	豊田地域交流センター整備事業費	636,812,000	596,799,000					360,836,000			7,300,000		0
10教育費	6保健体育費	新焼津体育館建設事業費(強い経済実現)	1,112,600,000	1,112,600,000					249,750,000			431,400,000		0

令和7年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和8年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳										
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源				
					国庫支出金	県支出金	地方債	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	その他			
1 総務費	1 総務管理費	港湾施設管理事業費	16,258,000	16,258,000											16,258,000
2 事業費	1 事業費	海岸保全施設整備事業費(強い経済実現)	196,000,000	196,000,000				98,000,000			98,000,000				0

令和7年度焼津市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度焼津市水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和8年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度 焼津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	円			
1	資本的支出	1 建設改良費	91,200,000	0	91,200,000	60,800,000	30,400,000	0	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	10,610,000	0	10,610,000	7,070,000	3,540,000	0	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	9,790,000	0	9,790,000	6,530,000	3,260,000	0	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	100,000,000	0	100,000,000	84,600,000	15,345,000	55,000	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	19,118,000	0	19,118,000	16,200,000	2,907,000	11,000	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	105,909,000	0	105,909,000	70,600,000	35,303,000	6,000	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	
1	資本的支出	1 建設改良費	6,900,000	0	6,900,000	4,600,000	2,300,000	0	0	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため	

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越したたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	柳宜島3号水源更新工事 (電気設備) 債務負担	64,680,000	0	53,680,000	0	0	53,680,000	11,000,000	0	盤類製作に世界的な貿易問題等の理由で13ヶ月必要となったことにより、当初工期内の完成が見込めなくなったため
1	資本的支出	中新田5号水源更新工事に伴う用地購入	13,878,000	0	1,962,000	0	0	1,962,000	11,916,000	0	令和7年度に土地購入する予定であったが、用地交渉に時間を要し年度内の用地取得が困難となるため
1	資本的支出	NA4-1柳新屋東名浜西線ほか基幹管路更新工事(第5工区) 債務負担	99,000,000	0	95,500,000	0	0	95,500,000	3,500,000	0	前払い金の請求が無く支払い義務が生じなかったため
1	資本的支出	市道1160号線配水管更新工事 その2 債務負担	36,900,000	0	34,000,000	0	0	34,000,000	2,900,000	0	隣接する舗装復旧工事との工程調整の結果、工事の開始時期が遅れ、出来高が生じなかったため
—	—	合計	557,985,000	0	528,669,000	376,200,000	93,055,000	59,414,000	29,316,000	0	

令和7年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度焼津市公共下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和8年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金		
1	資本的支出 1	建設改良費 公共下水道管路施設耐震補強実施設計業務	10,000,000	0	10,000,000	円	円	円	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため
1	資本的支出 1	建設改良費 焼津市公共下水道事業管路改築工事	62,500,000	0	62,500,000	円	円	円	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため
1	資本的支出 1	建設改良費 赤塚川雨水幹線バイパス管路改築に伴う汚水管移設工事	26,000,000	0	26,000,000	円	円	円	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、工事施工上障害となる水道・ガスの移転に係る交渉に不測の日数を要したため
1	資本的支出 1	建設改良費 赤塚川雨水幹線バイパス管路改築に伴う物件移転補償(水道・ガス)	4,100,000	0	4,100,000	円	円	円	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、工事施工上障害となる水道・ガスの移転に係る交渉に不測の日数を要したため
1	資本的支出 1	建設改良費 新屋下水ポンプ場耐震補強実施設計業務	48,720,000	0	48,720,000	円	円	円	0	令和7年12月16日、国の令和7年度第1次補正予算社会資本整備備総合交付金として内示を受けた事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和8年度までにわたる工期設定が必要であったため
1	資本的支出 1	建設改良費 汐入下水処理場管理汚泥棟・水処理棟更新工事業務	294,800,000	234,800,000	60,000,000	円	円	円	0	協定締結先の地方共同法人日本下水道事業団が行う入札が不測となり、工事の開始時期が遅延することに加え、半導体不足に伴う部品納付遅延により、年度内での完了が困難となったため
合計			446,120,000	234,800,000	211,320,000	102,500,000	108,660,000	160,000	0	

専決処分事件の報告について

「令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を令和8年4月10日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）（債務負担行為）について、戸崎建設株式会社との間で締結した令和6年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約（令和6年9月2日議決）の一部を変更する契約を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年4月10日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- | | | |
|---|----------|--------------|
| 1 | 変更前の契約金額 | 687,500,000円 |
| 2 | 変更後の契約金額 | 685,916,000円 |

報第11号

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年4月28日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第9号

道路管理瑕疵による構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年4月28日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 50,336円

報第12号

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年4月28日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第10号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年4月28日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 135,465円

報第13号

専決処分事件の報告について

「損害賠償の額の決定について」を令和8年5月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第11号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、焼津市消防団員報酬額の誤記載に起因する所得更正に伴い、追支給が生じた児童扶養手当のうち、消滅時効の対象となるものがある者に対し、この者に支払うべき損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和8年5月1日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 14,660円

報第14号

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年5月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第12号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年5月1日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 4,527円

報第15号

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年5月14日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第13号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年5月14日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 204,311円